

項 目	指 標
① 学校経営 ※学校組織マネジメント	<input type="checkbox"/> 児童生徒や学校を取り巻く環境の変化を的確に捉え、法令や国・県・市町村の教育施策を踏まえた上で、教育の在り方を熟慮し、改革を果敢に行うことができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標について、学校の実態を踏まえ、教職員、児童生徒、保護者、地域の方々と連携しながら適切に作成し、公表することができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標達成へ向け、研究体制を含む必要な組織体制を整備し、教職員を牽引することができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標については、達成状況を常に検証し、結果を公表するとともに、それを踏まえて見直しを行うことができる。
② 学校管理 ※リスク・マネジメント クライシス・マネジメント	<input type="checkbox"/> 日頃から、災害や学校事故等に備えて緊急時の安全・救急体制を整備し、防止のための諸行動を計画的・効果的に教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 災害や学校事故等の不測の事態に対して、冷静かつ迅速に判断・指示し、教職員に組織的な行動をとらせることができる。 <input type="checkbox"/> 学校運営にあたり、教職員とともに、どのような人的・物的・財政的・情動的な資源が必要かを考えて予算を立て、効果的・効率的に執行することができる。
③ 教育計画 ※カリキュラム・マネジメント	<input type="checkbox"/> 学校の教育目標の実現のため、児童生徒の実態に基づいて、適切な教育課程を編成し、教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標の実現のため、教科・領域ごとの教育計画を立案し、教育活動を効果的に実践することができる。
④ 人材育成及び職務監督	<input type="checkbox"/> 児童生徒の能力の開発のために、教員が高い意欲をもって自己研鑽に努められるよう、教員一人一人の実態を把握しながら適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 教職員集団が、日々の教育実践を通して、お互い協力し高め合いながら、教育活動を進める学び合いの場となるよう、教職員を支えることができる。 <input type="checkbox"/> 法令遵守について高い意識をもち、自らが模範を示すことにとどまらず、教職員全員にコンプライアンス意識を定着させることができる。 <input type="checkbox"/> 教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できるよう、勤務時間を適切に把握し業務の軽減を図るなど、働き方改革を進めることができる。 <input type="checkbox"/> 教職員の心身の健康管理に努めるなど、教職員のワーク・ライフ・バランスに関して適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 職場の心理的な安全性を確保し、働きやすい職場環境を構築するとともに、教職員それぞれの強みを活かし、教職員の働きがい高めることができる。
⑤ 連携・協力体制の構築	<input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする児童生徒に対して適切な支援が行えるよう、校内の支援体制の充実を図るとともに、関係機関と連携・協力体制を構築することができる。 <input type="checkbox"/> 開かれた学校づくりを推進するため、様々な方法で、学校のビジョンや教育活動の実態についての情報を発信することができる。 <input type="checkbox"/> 家庭や地域社会からの信頼と連携・協働の意識を得ることができるよう教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の充実した学びの実現に向けて、学校運営協議会等を通じて、地域の多様な人材や資源を活用することができる。
⑥ 職務遂行能力	<input type="checkbox"/> 学校の最高責任者として、高い使命感と誠実、公正、公平の意識を備えるとともに、自らの言動を絶えず省察し、校長職としての自己研鑽に努めることができる。 <input type="checkbox"/> 豊かな経験と広い視野に基づき、児童生徒の成長を考え、校長としての考えを児童生徒・保護者・教職員等に説得力をもって伝え、行動の変容を促すことができる。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

共通

※共通の対象：教諭（講師含む）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭

令和7年12月

《Ⅰ 基本的資質》

■1 教職に必要な素養 ※第1期～第4期…教員のキャリアを、経験年数を基に4期に分類

採用時の姿	第1期（形成期）1～5年	第2期（成長期）6～11年	第3期（発展・充実期）12～23年	第4期（貢献・深化期）24年～
	授業力・児童生徒理解の向上	教科・教職の専門性の向上	校務分掌等の企画調整、若手教員への支援	学校運営への貢献、若手・中堅教員への支援
(1) 社会人として	<ul style="list-style-type: none"> 人間性が豊かで、言葉遣い、あいさつ、礼儀等の備えておくべきマナーを持って行動することができる。 ダイバーシティに関する知識があり、人権感覚を持って寛容の精神で人と接することができる。 飲酒運転・性犯罪・暴力等についてコンプライアンス意識を持ち、社会人として自分を律することができる。 相手を尊重し、コミュニケーション力を生かして、良好な対人関係を構築することができる。 働き方改革の意識を持ち、タイムマネジメント及びストレスマネジメントに配慮し、心身の健康の維持・増進に自ら努めることができる。 			
(2) 教員として	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を尊重し、児童生徒一人一人の捉え方が異なることを理解し、一方的でなく、個々の児童生徒に寄り添った関係づくりができる。 学習指導に際し、児童生徒の実態を把握した上で、教材の選択や効果的な指導・支援方法を工夫することができる。 自身の経験した過去よりも児童生徒が生きる未来に向けて、キャリア形成につながる学びを提供できるよう、研修を重ねることができる。 ニーズが多様化する児童生徒や保護者等に柔軟に対応するとともに、困難な場合には上司や同僚から援助を受けて解決することができる。 教育者として厚く信頼されるに足るコンプライアンス意識を有し、高い使命感をもって教育活動に動じることができる。 教職員組織の一員として、カリキュラム・マネジメントに基づき、他の教職員と協働し、実践と研修を続けることができる。 			

《Ⅱ 専門職としての教員に求められる力量》

■2 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを支える授業力 ※学力の三要素…「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」

採用時の姿	第1期（形成期）1～5年	第2期（成長期）6～11年	第3期（発展・充実期）12～23年	第4期（貢献・深化期）24年～
	授業力・児童生徒理解の向上	教科・教職の専門性の向上	校務分掌等の企画調整、若手教員への支援	学校運営への貢献、若手・中堅教員への支援
(1) 学習指導要領の理解等	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の主な目標を理解している。 学力の三要素それぞれを育む重要性を理解している。 			
(2) 授業の展開	<ul style="list-style-type: none"> 教科・学年・分掌部の目標における、指導内容、指導方法を理解している。 学力の三要素の育成を目指して指導することができる。 			
(3) 学習指導要領の内容の系統性（学年間、教科間、校種間）を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の内容の系統性（学年間、教科間、校種間）を理解している。 学力の三要素を育むために効果的に指導することができる。 学習指導に、積極的に外部人材（専門家）等を活用することができる。 			
(4) 学習指導要領の内容の系統性を深く理解し、他の教員に指導・助言することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の内容の系統性を深く理解し、他の教員に指導・助言することができる。 学力の三要素の育成について、他の教員に指導・助言することができる。 			
(5) 単元の評価規準を適切に設定した上で指導計画を作成し、「導入・展開・まとめ」のつながりを考えて授業を実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態に応じた評価規準を設定することができる。 本時の目標を達成させる授業をすることができる。 単元のまとめの時間に学習のリフレクションを取り入れることができる。 単元の中で、児童生徒の対話・体験・協働の場面を取り入れることができる。 			
(6) 単元目標の達成状況を評価するに当たり、学習成果を表現・発信する場を設けることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 単元目標の達成状況を評価するに当たり、学習成果を表現・発信する場を設けることができる。 学習内容に応じて、児童生徒が自ら対話・体験・協働の学び方を選択できるような場面を設けることができる。 			
(7) 個々の教員の授業の実態を把握し、適切に指導・助言することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 個々の教員の授業の実態を把握し、適切に指導・助言することができる。 単元における、児童生徒の対話・体験・協働の場面に関して、教員に指導・助言することができる。 			

■2 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを支える授業力 ※HR：ホームルーム（高）、「道徳」：「特別の教科 道徳」（小・中）

採用時の姿	第1期（形成期）1～5年	第2期（成長期）6～11年	第3期（発展・充実期）12～23年	第4期（貢献・深化期）24年～
	授業力・児童生徒理解の向上	教科・教職の専門性の向上	校務分掌等の企画調整、若手教員への支援	学校運営への貢献、若手・中堅教員への支援
(3) 教育課程、主体的・対話的で深い学び	<ul style="list-style-type: none"> 各教科・領域の役割を理解し、指導することができる。 各教科・領域の目標に照らし、育みたい資質・能力の定着状況を把握している。 把握した定着状況を基に、指導を改善することができる。 教育課程編成表の内容を理解している。 学校全体の指導計画を推進するための体制づくりを担うことができる。 			
(4) 探究的な（課題解決重視の）学び、ICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> 主体的・対話的で深い学びの視点から授業を立案することが重要であることを理解している。 主体的・対話的で深い学びの視点から授業を計画し、実践することができる。 探究的な学びを軸とした授業を実践することができる。 児童生徒が疑問点を表明できる場面を設けることができる。 探究的な学びを軸とした授業を工夫して実践することができる。 児童生徒が疑問点の解決に向けて試行錯誤できる場面を設けることができる。 探究的な学びを軸とした授業を実践し、公開することができる。 探究的な学びをとおして、児童生徒が自ら次なる課題を想起する授業を実践することができる。 			
(5) 特別活動（シティズンシップ教育等）	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用の最新の知識及び技術を理解している。 授業におけるICT活用の意義や方法を理解している。 個別最適な学びと協働的な学びを充実させるために、ICTを活用した授業を実践することができる。 個別最適な学びと協働的な学びを充実させるために、ICTを活用した授業を実践し効果を上げることができる。 カリキュラム・マネジメントを担い、教育課程の編成及び年間指導計画の作成を中心として推進することができる。 教員の授業改善に向けた組織体制を構築することができる。 			
(6) 道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の目標を理解している。 道徳教育は、小・中学校では「道徳」、高校では「公民科」・「特別活動」を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであることを理解している。 小・中学校では「道徳」において、協働的な学びを取り入れた授業を構想し、実践することができる。 高校では学校の教育活動全体において、協働的な学びを取り入れた道徳教育に係る取組を構想し、実践することができる。 小・中学校では「道徳」において、協働的な学びの充実を図った授業を展開することができる。 小・中学校では「道徳」において、協働的な学びの充実を図った授業を展開することができる。 小・中学校では「道徳」において、協働的な学びの充実を図った授業を展開することができる。 小・中学校では「道徳」における協働的な学びを取り入れた効果的な指導法を、他の教員に指導・助言することができる。 高校では、学校の教育活動全体における道徳教育の実践について、他の教員に指導・助言することができる。 			

■ 3 児童生徒を理解し支援する力

※ S C : スクールカウンセラー、S S W : スクールソーシャルワーカー

採用時の姿	第1期(形成期) 1~5年	第2期(成長期) 6~11年	第3期(発展・充実期) 12~23年	第4期(貢献・深化期) 24年~
	授業力・児童生徒理解の向上	教科・教職の専門性の向上	校務分掌等の企画調整、若手教員への支援	学校運営への貢献、若手・中堅教員への支援
(1) 児童生徒の心身の発達への理解				
<input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の発達に関する知識を身に付けている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動の背景を把握することが重要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 児童生徒の行動を多面的にアセスメント(情報収集・分析・評価)することができる。	<input type="checkbox"/> S CやS S W等の助言を、児童生徒の行動やその背景等のアセスメントに生かすことができる。	<input type="checkbox"/> S CやS S W等の助言を生かして、アセスメントの方法等を改善し、校内で共有することができる。	<input type="checkbox"/> アセスメントの方法等の改善やS C・S S W等の活用について、教員に指導・助言することができる。
(2) チーム支援				
<input type="checkbox"/> 困難等を抱えた児童生徒に対しては、チームとして支援に当たることが重要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 所属する学年等の教員と、情報を共有することができる。	<input type="checkbox"/> 学年等のチームで決定した支援策を一員として適切に実践することができる。	<input type="checkbox"/> 学年等のチームの会議において、支援策を提案することができる。	<input type="checkbox"/> 学年等のチームにおいて、中心となって支援策を推進することができる。
(3) 教育相談				
<input type="checkbox"/> 基本的な理論や意義を理解している。 <input type="checkbox"/> 公平かつ受容的・共感的な態度で児童生徒と関わることができる。	<input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者との丁寧な関わりを心がけ、信頼関係を築くことができる。	<input type="checkbox"/> カウンセリングマインド(傾聴・受容・共感を意識した関わり方)を身に付け、よりよい人間関係づくりに努め、児童生徒や保護者と信頼関係を築くことができる。	<input type="checkbox"/> カウンセリングマインドを生かして、児童生徒や保護者に寄り添った対応ができる。	<input type="checkbox"/> 学校や関係機関等と保護者の連携の在り方について、教員に指導・助言することができる。
(4) 生徒指導上の諸課題や児童福祉への理解				
<input type="checkbox"/> いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるということを理解している。 <input type="checkbox"/> 法に示すいじめの定義を理解している。	<input type="checkbox"/> 法が示すいじめ対応の手順を理解し、組織の中において実践することができる。	<input type="checkbox"/> 法が示すいじめの未然防止に係る様々な取組について計画し、実践することができる。	<input type="checkbox"/> いじめの未然防止や解消に向け、専門家を活用して取り組むことができる。	<input type="checkbox"/> いじめの未然防止と解消に関する幅広い知識を持ち、解決へ向けた校内のチーム支援の中心的な役割を担うことができる。 <input type="checkbox"/> 解決や支援の過程・結果を検証し、未然防止へ向けて教員に指導・助言することができる。
<input type="checkbox"/> 暴力行為等いじめ以外の学校における生徒指導上の諸課題及び児童虐待、ヤングケアラー等児童生徒が抱える様々な課題を理解している。	<input type="checkbox"/> 児童生徒を支援するチームの一員として、自分の役割を理解し、教職員間の連携方法を身に付けることができる。	<input type="checkbox"/> 児童生徒を支援する基礎的・汎用的能力が身に付くよう、個に応じた適切な指導を行うことができる。	<input type="checkbox"/> 専門家や関係機関等との連携や校内の協力体制の整備に積極的に関わることによって、児童生徒や保護者等を指導・支援することができる。	<input type="checkbox"/> 児童生徒を支援する基礎的・汎用的能力が身に付くよう、個に応じた適切な指導を行うことができる。
(5) キャリア教育				
<input type="checkbox"/> キャリア教育の意義や基礎的な知識を理解している。	<input type="checkbox"/> キャリア教育で育成すべき諸能力を理解し、キャリア教育を実践することができる。	<input type="checkbox"/> キャリア教育で育成する基礎的・汎用的能力が身に付くよう、個に応じた適切な指導を行うことができる。	<input type="checkbox"/> キャリア教育の全体計画・指導計画を作成することができる。 <input type="checkbox"/> 計画に沿った教育活動を教員に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> キャリア教育の全体計画・指導計画を作成することができる。 <input type="checkbox"/> 計画に沿った教育活動を教員に指導・助言することができる。

■ 4 特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する力

採用時の姿	第1期(形成期) 1~5年	第2期(成長期) 6~11年	第3期(発展・充実期) 12~23年	第4期(貢献・深化期) 24年~
	授業力・児童生徒理解の向上	教科・教職の専門性の向上	校務分掌等の企画調整、若手教員への支援	学校運営への貢献、若手・中堅教員への支援
(1) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室における特別支援教育				
<input type="checkbox"/> インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付けている。 <input type="checkbox"/> 自立活動の指導に当たっては、個々の障害の状態や、発達段階等に応じて行うことが重要であることを理解している。 <input type="checkbox"/> 各教科等の学習指導においては、自立活動と密接な関連があることを理解している。	<input type="checkbox"/> 適切な実態把握の下、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」について、作成の意義を理解した上で、立案し、実践することができる。 <input type="checkbox"/> 効果的な指導形態・指導方法を工夫することができる。	<input type="checkbox"/> 保護者や関係機関、教員との連携を図ることができる。 <input type="checkbox"/> その上で、個々の自立と社会参加を見据えた「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を立案し、指導や支援に生かすことができる。 《特別支援学校》 <input type="checkbox"/> 幼児教育施設、小・中・高校等に対し、対象幼児児童生徒への指導・支援に関して助言・援助することができる。	<input type="checkbox"/> 他の教員に特別支援教育の視座に基づいた適切な助言を行うなど、校内で中心的な役割を担うことができる。	<input type="checkbox"/> 校種間の円滑な接続による一貫した教育支援や、保護者や地域、関係機関と連携した支援体制の構築を中心となって推進することができる。 <input type="checkbox"/> 上記について、他の教員に必要な助言を行うことができる。
(2) 通常の学級における特別支援教育				
<input type="checkbox"/> すべての学校・学級に対象児童生徒が在籍していることを理解している。 <input type="checkbox"/> 特別支援教育の基礎的な知識を理解している。	<input type="checkbox"/> 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を活用し、個に応じた指導や必要な支援を行うことができる。	<input type="checkbox"/> 管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担任及び通級による指導の担当者との連携を図りながら、対象児童生徒に対して適切な指導ができる。	<input type="checkbox"/> 管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担任及び通級による指導の担当者との連携を図りながら、他の教員に対し、特別支援教育の視点に基づいた適切な助言を行うなど、校内で中心的な役割を担うことができる。	<input type="checkbox"/> 校種間の円滑な接続による一貫した教育支援や、保護者や地域、関係機関と連携した支援体制の構築を中心となって推進することができる。 <input type="checkbox"/> 上記について、他の教員に必要な助言を行うことができる。
(3) 日本語の習得等に特別な配慮を必要とする児童生徒への支援				
<input type="checkbox"/> 日本語の習得等に特別な配慮を必要とする児童生徒への支援が重要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 児童生徒の実態を把握し、一人一人に寄り添った支援に努めることができる。	<input type="checkbox"/> 保護者や関係機関、教員との連携を図りながら、寄り添った支援に努めることができる。	<input type="checkbox"/> 寄り添った支援について、他の教員に適切な助言を行うなど、校内で中心的な役割を担うことができる。	<input type="checkbox"/> 寄り添った支援や、保護者や地域、関係機関と連携した支援体制の構築を中心となって推進することができる。 <input type="checkbox"/> 上記について、他の教員に必要な助言を行うことができる。

■ 5 学級・学年の経営と学校の運営に関する力

採用時の姿	第1期(形成期) 1～5年	第2期(成長期) 6～11年	第3期(発展・充実期) 12～23年	第4期(貢献・深化期) 24年～
	授業力・児童生徒理解の向上	教科・教職の専門性の向上	校務分掌等の企画調整、 若手教員への支援	学校運営への貢献、 若手・中堅教員への支援
(1) 学級・学年の経営				
<input type="checkbox"/> 学級(HR)経営に当たっては、児童生徒の人間関係づくりや集団づくり、児童生徒の自立的な能力を育成することが重要であると理解している。	<input type="checkbox"/> 学校及び学年の組織目標を理解し、学級(HR)経営を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の自立的な能力を把握し、学級(HR)経営に生かすことができる。	<input type="checkbox"/> 学級や集団の状況及び課題を把握できる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の自立的な能力に応じて、児童生徒による学級(HR)運営を支援することができる。	<input type="checkbox"/> 保護者との信頼関係を基に協力体制を構築して、円滑な学年経営を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の好ましい人間関係づくり等、学年や学級(HR)経営について教員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の自立的な能力を引き出すとともに、学年運営や学級(HR)運営の中心に据えて教育活動を行うことができる。	
(2) 学校組織マネジメント				
<input type="checkbox"/> 大学等において、サークルや団体活動等の運営に主体的に関わることができた。 <input type="checkbox"/> 学校組織の特徴や役割を理解している。	<input type="checkbox"/> 学校教育目標を理解し、所属組織の目標達成に向け業務に当たることができる。 <input type="checkbox"/> 学校教育目標を達成するために、他の教員と連携することができる。	<input type="checkbox"/> 学校教育目標を達成するために、所属組織の行事等について、企画・実践・検証・改善を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 所属組織が主管する行事等において、教職員の協働体制を構築することができる。	<input type="checkbox"/> 学校教育目標の実現に向け、個々の教員の特性を把握した上で、教員に指導・助言するとともに、学校外部との協力体制を構築することができる。 <input type="checkbox"/> 家庭や地域社会、関係機関と連携するなど、学校内外の教育資源を活用し、学校の全体計画の立案・実践・評価・改善を行うことができる。	
(3) リスクマネジメント				
<input type="checkbox"/> 学校における児童生徒の安心・安全を常に意識し、対応すべきであると理解している。	<input type="checkbox"/> 安全指導や防災教育等、児童生徒の安全の確保に向けて適切な指導ができる。 <input type="checkbox"/> 事故発生時に的確な判断及び迅速な対応を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解することができる。	<input type="checkbox"/> 安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、教員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解し、指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の安全の確保のための管理及び非常事態に対応するための危機管理を行うことができる。		

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する目標

令和7年12月

【副校長・教頭】特記事項

項目	特記事項
① 学校経営 ※学校組織マネジメント	<input type="checkbox"/> 児童生徒や学校を取り巻く環境の変化を的確に捉え、法令や国・県・市町村の教育施策を踏まえた上で、校長と同様の視点をもって校長を補佐し、教育の在り方を熟慮し、校長の行う改革を支えることができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標について、校長を補佐し、学校の実態を踏まえ、教職員、児童生徒、保護者、地域の方々と連携しながらその作成や公表を支えることができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標達成へ向け、校長の指示のもと、研究体制を含む必要な組織体制を整備し、教職員を牽引することができる。 <input type="checkbox"/> 学校の教育目標については、校長の指示のもと、達成状況を常に検証し、結果を公表するとともに、それを踏まえて見直しを行うことができる。
② 学校管理 ※リスク・マネジメント クライシス・マネジメント	<input type="checkbox"/> 校長を補佐し、日頃から、災害や学校事故等に備えて緊急時の安全・救急体制を整備し、防止のための諸行動を計画的・効果的に教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 災害や学校事故等の不測の事態に対して、冷静かつ迅速に判断・指示し、教職員に組織的な行動をとらせることができる。 <input type="checkbox"/> 校長の指示のもと、学校運営にあたり、教職員とともに、どのような人的・物的・財政的・情報的な資源が必要かを考えて予算を立て、効果的・効率的に執行することができる。
③ 教育計画 ※カリキュラム・マネジメント	<input type="checkbox"/> 校長の指示のもと、学校の教育目標の実現のため、児童生徒の実態に基づいて、適切な教育課程を編成し、教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 校長を補佐し、学校の教育目標を実現するため、教科・領域ごとの教育計画を立案し、教育活動を効果的に実践することができる。
④ 人材育成及び服務監督	<input type="checkbox"/> 児童生徒の能力の開発のために、教員が高い意欲をもって自己研鑽に努められるよう、教員一人一人の実態を把握しながら適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 教職員集団が、日々の教育実践を通して、お互い協力し高め合いながら教育活動を進める、学び合いの場となるよう、教職員を支えることができる。 <input type="checkbox"/> 法令遵守について高い意識をもち、自らが模範を示すことにとどまらず、校長を補佐し、教職員全員にコンプライアンス意識を定着させることができる。 <input type="checkbox"/> 教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できるよう、勤務時間を適切に把握し業務の軽減を図るなど、校長を補佐し、働き方改革を進めることができる。 <input type="checkbox"/> 教職員の心身の健康管理に努めるなど、教職員のワーク・ライフ・バランスに関して適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 校長を補佐し、職場の心理的な安全性を確保し、働きやすい職場環境を構築するとともに、教職員それぞれの強みを活かし、教職員の働きがい高めることができる。
⑤ 連携・協力体制の構築	<input type="checkbox"/> 校長の指示のもと、特別な配慮を必要とする児童生徒に対して適切な支援が行えるよう、関係機関と連携・協力体制を構築するとともに、教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 校長の指示のもと、開かれた学校づくりを推進するため、様々な方法で、学校のビジョンや教育活動の実態についての情報を発信することができる。 <input type="checkbox"/> 校長を補佐し、家庭や地域社会からの信頼感と連携・協働の意識を得ることができるよう教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 校長を補佐し、児童生徒の充実した学びの実現に向けて、学校運営協議会等を通じて、地域の多様な人材や資源を活用することができる。
⑥ 職務遂行能力	<input type="checkbox"/> 高い使命感と誠実、公正、公平の意識を備えるとともに、自らの言動を絶えず省察し、自己研鑽に努めることができる。 <input type="checkbox"/> 豊かな経験と広い視野に基づき、児童生徒の成長を考え、教職員に校長の考えを共有させるよう努めることができる。

※副校長については、教頭と異なり配置校によって異なる特命業務に従事し、校長を補佐する。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

【主幹教諭】特記事項

令和7年12月

項目	特記事項
①学校運営・管理 ※学校組織マネジメント	<input type="checkbox"/> 管理職と同様の視点を持ち、学校の様々な教育課題に対応するため、具体的な取組や対応をとるなど、管理職を補佐することができる。 <input type="checkbox"/> 管理職を補佐して働き方改革を進め、学校運営の充実・活性化を図ることができる。
②連携・協力体制の構築	<input type="checkbox"/> 管理職を補佐して開かれた学校づくりを推進するため、学校ビジョンや教育活動の実態についての情報を発信するなど、地域社会との連携を進めることができる。 <input type="checkbox"/> 学校と保護者との信頼関係づくりをより一層進めるため、教職員に助言することができる。
③教育計画 ※カリキュラム・マネジメント	<input type="checkbox"/> 管理職の指示のもと、教育課程等の教育計画を立案することができる。 <input type="checkbox"/> 管理職の指示のもと、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な支援計画を立案することができる。
④人材育成及び服務監督	<input type="checkbox"/> 教職員が高い意欲をもって研鑽に努められるよう、教員一人一人の実態を把握しながら適切に助言することができる。 <input type="checkbox"/> 管理職を補佐して教職員集約をまとめるため、学校組織マネジメントを活用して校務分掌間の連携や調整を行い、協働する体制を構築することができる。 <input type="checkbox"/> 基本的な法令等についての知識を持ち、管理職を補佐して教職員全員にコンプライアンス意識を定着させることができる。
⑤職務遂行能力	<input type="checkbox"/> 管理職と同様の視点を持ち、学校経営・教育実践の中核的役割を果たすため、自らの言動を絶えず省察し、常に自己研鑽に努めることができる。 <input type="checkbox"/> 自らの豊かな教育経験と広い視野に基づき、校長が掲げる学校ビジョンを教職員に共有させることができる。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

【指導教諭】特記事項

令和7年12月

項目	特記事項
①学校運営・教育計画 ※学校組織マネジメント ※カリキュラム・マネジメント	<input type="checkbox"/> 学校の様々な教育課題に対応するため、具体的な取組や対応を教職員に助言することができる。 <input type="checkbox"/> 教育課程等の教育計画を立案することに中心的な役割を果たすことができる。
②研修等の充実	<input type="checkbox"/> 管理職の指示のもと、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な支援に関して教職員に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 管理職の指示のもと、教職員の個別最適な学び及び協働的な学びのために校内研修を充実させることができる。
③人材育成及び業務の効率化	<input type="checkbox"/> Society5.0時代の到来に向け最新の知識・技術を普及させるため、教員のICT活用指導力の向上を図ることができる。 <input type="checkbox"/> 授業や学級経営等の改善のため、教職員の授業力や指導力を向上させることができる。 <input type="checkbox"/> 管理職の指示のもと、教職員の業務量の軽減を図るため、業務の効率化を向上させることができる。
④連携・協力体制の構築	<input type="checkbox"/> 管理職の指示のもと、開かれた学校づくりを推進し、学校のビジョンや教育活動の実態についての情報を発信することができる。 <input type="checkbox"/> 他校での研修等への助言を通して、教職員の学びの輪を広げるなど、学校や教職員間の連携・協力体制を構築することができる。
⑤職務遂行能力	<input type="checkbox"/> 学習指導や学級経営のエキスパートとして、常に自己研鑽に努めることができ、教職員の資質能力の向上に役割を果たすことができる。 <input type="checkbox"/> 自らの豊かな教育経験と広い視野に基づき、校長が掲げる学校ビジョンを教職員に共有させることができる。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

【養護教諭】 特記事項

令和7年12月

項目	採用時の姿	第1期(形成期)	第2期(成長期)	第3期(発展・充実期)	第4期(貢献・深化期)
		養護教諭の基盤づくり	専門性の向上	学校保健におけるリーダー的役割の遂行	学校運営への参画・地域の学校保健推進
① 保健管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健・安全に関する法令等を正しく理解している。 保健管理に関する基礎的な知識や技能を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健情報や健康観察を通して、児童生徒の心身の実態を把握し、管理職や地域の関係機関と連携しながら適切な保健管理を実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や保護者、地域の関係機関と連携し、児童生徒の実態や発達の段階に応じた効果的な保健管理を実践することができる。 保健管理に関する校内研修を企画・運営することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の個と集団の健康課題への組織的対応において、その中核的役割を担うことができる。 保健管理について、若手教員や地域の養護教諭等に指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における事件・事故・災害等の発生時に備え、学校内外の支援体制を整えることができる。 保健管理について、教職員に指導・助言することができる。
② 保健教育	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るため、資質・能力を育成することが重要であると理解している。 学習指導要領の保健・安全に関する内容や養護教諭の専門性を生かした指導について、理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健教育における養護教諭の役割を理解し、専門性を生かして学級担任等と協働して保健教育を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任等と連携し、児童生徒の実態に基づいた保健教育に計画的に取り組むことができる。 様々な方法で家庭へ情報を発信し、保護者の理解や協力のもと保健教育を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に示されている各教科等の関連や内容の系統性を理解し、教育活動全体を通じて組織的に保健教育を推進することができる。 地域の関係機関等と連携を図り、保健教育への参画を効果的に推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健教育について全体計画を作成し、計画に沿った教育活動を教職員に指導・助言することができる。
③ 健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談の意義や法的根拠、心身の発達段階に応じた健康課題について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の肉体的成長を目指し、人権を尊重しながら受容的な相談活動を行うことができる。 保健室の機能や養護教諭の職務の特質を生かし、いじめや虐待等の早期発見・早期対応に努めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談の基本的なプロセスを理解し、教職員及び学校医等や保護者、地域の関係機関等と連携した健康相談を推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心身の健康課題を総合的に捉え、コーディネーター的役割を自覚して支援体制の整備に努めるとともに、組織的対応を働きかけることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会や事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて、教職員に指導・助言することができる。
④ 保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の役割や養護教諭の職務について、理解している。 学校保健計画や保健室経営計画、学校保健活動の基本を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の学校保健センターの役割を認識し、児童生徒の一人一人の特性や心身の状況、生活環境等に応じた指導・支援をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や保護者、地域の関係機関等との関わりを深め、連携・協働しながら保健室を運営することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織目標や実態に基づき、計画的、組織的に保健室を運営するとともに、その成果と課題を捉えて改善を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健・安全の視点を生かして学校運営に参画し、教育活動全体で学校保健を推進することができる。 地域の学校保健担当者との連携体制を構築し、地域における学校保健推進のコーディネーター的役割を果たすことができる。

注) 養護教諭については、その専門性を特記事項として示す。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

【栄養教諭】 特記事項

令和7年12月

項目	採用時の姿	第1期(形成期)	第2期(成長期)	第3期(発展・充実期)	第4期(貢献・深化期)
		栄養教諭の基盤づくり	専門性の向上	学校給食におけるリーダー的役割の遂行	学校運営への参画・地域の学校給食推進
① 食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進における栄養教諭の役割や各教科等との関連を図りながら、食育の目標や内容を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食の時間における食に関する指導を年間指導計画に位置付け、教室指導や資料提供等、担任等と連携・協働することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 献立のねらいを明確にした献立計画を担任等に提示し、学校給食を「生きた教材」として活用し、給食の時間における指導の充実を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等における食に関する指導と相互に関連付け、総合的かつ効果的な指導を実践することができる。 食に関する指導により、児童生徒の行動変容を確認し、担任等と結果を共有してその後の指導に生かすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導を包括的に把握し、適切に評価、改善を図ることができる。 教科等横断的な視点から、教職員に対し、情報提供や指導・助言を行うなど連携を図ることができる。
		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標や児童生徒の実態を基に、各教科等との関連を図りながら、食に関する指導の全体計画や年間指導計画等を作成することができる。 給食主任等と連携しながら、学校における食に関する指導を推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に示されている食に関する指導内容を踏まえ、学校の課題解決のための食育を推進することができる。 専門的な立場から指導内容や課題について、担任等と協議することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等やその他の教育活動において、その内容の系統性や各学習の関連を図りながら、体系的・継続的に食育を推進するための中核的な役割を担うことができる。 自らの実践を評価し、課題解決に向けて改善を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場から学校運営に参画し、教育活動全体で食に関する指導を推進することができる。 地域の学校との連携体制を構築し、地域における食育を推進するコーディネーター的役割を果たすことができる。
		<ul style="list-style-type: none"> 食に関する健康課題を有する児童生徒に対し、学級担任や養護教諭、部活動担当教員と情報を共有し、個別の指導計画を立案することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や保護者、地域の関係機関等と連携し、専門性を生かして指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康課題を有する児童生徒の身体状況、栄養状態や食生活など課題を知り、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識、理解度等を考慮し、課題解決に向けて指導することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の健康課題解決に向けて、教職員の指導的役割を果たすことができる。 健康課題を有する児童生徒を支援するための校内研修を企画、運営することができる。
② 学校給食の管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の栄養管理に関する法令等を正しく理解している。 栄養管理に関する基礎的な知識や技能を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の食生活の状況を把握し、学校給食摂取基準及び食品構成、地場産物の活用配慮した献立の作成を行うことができる。 食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、配慮した献立の作成を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事状況調査や残食調査等による状況把握の実施により、課題に応じた適切な栄養管理を行うことができる。 各教科の内容や地場産物の活用、地域の食文化などを関連付けた魅力ある献立の作成を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の児童生徒の健康状態の実態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に十分配慮して、献立の作成を行うことができる。 児童生徒の食習慣調査等の結果を基に栄養管理を評価し、改善を図るとともに、教職員に対して情報提供や指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養管理と食に関する指導を一体的に行い、児童生徒の健康課題解決に向けた地域の取組について、中核的な役割を果たすことができる。 市内村の学校給食における栄養管理について、指導的役割を果たすことができる。
		<ul style="list-style-type: none"> 学校給食の衛生管理体制が十分機能するよう、「学校給食衛生管理基準」に定める衛生管理責任者としての専門的な業務を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食従事者や給食施設設備などの衛生管理について、適切に指導・助言することができる。 学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、専門的な立場から指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の危機管理対応計画の作成など、安全に関する危機意識を持ち、その課題を明らかにし、解決に向けた取組を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や学校薬剤師、関係機関等と連携し、学校及び地域における衛生管理の改善、充実を図ることができる。 市内村の学校給食における衛生管理について、指導的役割を果たすことができる。

注) 栄養教諭については、その専門性を特記事項として示す。